議案第2号

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月25日提出

日進市長 萩 野 幸 三

1 提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の超過勤務命令の上限の設定に係る人事院規 則の改正に準ずるため、日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する必要があるからであります。

2 主な改正点

時間外勤務に関し必要な事項を規則で定める規定を追加する。

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

 平成
 年
 月
 日

 条
 例
 第
 号

日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年日進市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務)	(正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第8条 略	第8条 略
2 略	2 略
3 前項に規定するもののほか、同項に規定す	
る正規の勤務時間以外の時間における勤務	
に関し必要な事項は、規則で定める。	

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。